

# 「食」からつながる 応援プロジェクト



板橋区社会福祉協議会では「子ども食堂」や「経済的支援が必要なひとり親世帯など」への食品や日用品などの配付活動を行っています。この活動に参加くださる企業・団体みなさまとともに、未来を担う子どもたちを支える活動を行っています。

～子どもは地域のたから。つながりあって地域で支える、見守る、育てる。～

子ども  
食堂

ひとり親  
世帯など

児童養護  
施設  
卒園者

ヤング  
ケアラー

児童  
見守り  
訪問



子ども食堂(子育て支援フラワー)



食品配付会



街かどフードパントリー

「食」からつながる応援プロジェクトを通じて  
企業の社会貢献活動・SDGsと一緒に取り組みませんか。

このプロジェクトは、困窮世帯への食の支援や、様々な理由から販売や提供ができなくなった食品ロス対策は、SDGsの複数の目標につながる取組みです。

食品を寄付する  
食品ロスをなくす  
フードドライブ活動

余剰の食品・防災備蓄品等を寄付

子ども食堂などを通じて継続的に子どもたちを「食」で支えます。



食品保管場所のご提供  
食品の運搬協力



食育活動・人材育成

関係者が連携し「食」を通じて体・心・環境をつくることで豊かな人間性と個性を育みます



# 子どもたちを応援する取り組み

## 食品配付会

経済的な理由により支援を必要とするひとり親世帯や多子世帯、児童養護施設卒園者等に年2回、食品の無料配付を実施しています。



## 街かどフードパントリー(常設)

相談支援を受けたひとり親世帯等に対し、毎月一回食品の無料配付を行っています。



## 子ども食堂への食品提供

子ども食堂で使用する食品や、子ども食堂の活動を通じて子どもたちに食品の提供を行っています。



## 子どもたちの見守り訪問

定期的な見守りが必要な子育て世帯への訪問により、社会的孤立防止・児童虐待防止にいち早く努めます。

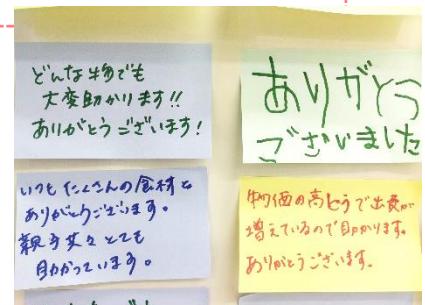
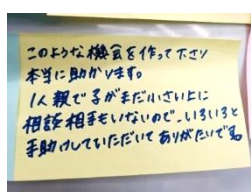
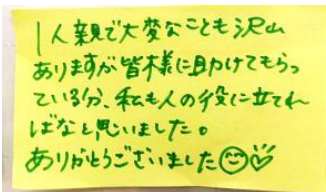
子どもは地域のたからの子  
たからっこ



支援活動で配付する食品・物品は企業のみなさまの参加により実施・運営されています。

多くの子どもたちの笑顔やありがとうの声が届いています。

- ・子どもが4人いて、いただける食品がとても助かります。感謝の気持ちでいっぱいです。
- ・食品値上げで我慢をすることが増えてきたので、このようなご支援はとても助かります。
- ・育ち盛りなのでとても助かっています。涙が出るほど救われる思いでした。
- ・子どもたちも大喜びです。出会いに心が温まります。
- ・子どもが喜ぶぬいぐるみを置いていただきありがたかったです。
- ・皆様のおかげで私も子どもも満足いく生活が送れます。



# ◆◆「食」からつながる応援プロジェクト◆◆

## 参加内容

継続的なご支援は、給食がなくなる夏休み・冬休み・春休みの長期休みの子どもたちの食を支えます。

### ● 食品ご寄贈 ●

◆集めている食品◆ ※冷凍・冷蔵品もご寄付可能です。  
お菓子(チョコレートやクッキー、スナック菓子など)、お米・おもち・  
カップ麺・レトルト食品・缶詰・調味料・飲料・常温保存可能な牛乳等。



### ◆食品の条件◆

- ①お米は国産米で精米から2年以内 密封されているもの 精米日の記載があるもの
- ②未開封で、包装や外装が破損していないもの
- ③賞味期限が概ね1か月以上残っているもので、明記されているもの
- ④飲料は、アルコール類、栄養ドリンク、エナジードリンクを除く

※個人からの生鮮食品、手作りのお惣菜、漬物等は受付けておりません。

【方法】 災害備蓄品、余剰食品、フードドライブ食品のご提供に際して、  
以下の「フードプレゼンターご登録フォーム」よりご入力ください。

パソコンから入力: <https://itabashi.communityfridge.jp/company-form/>



### ● 子ども応援寄附金(児童福祉指定寄附) ●

子ども応援寄附金は、子どもたちを支援する食品の購入などに使用いたします。  
銀行振込・郵便振替・社協窓口でも受付けております。(5,000円以上からお願いします)。  
払込取扱票をご郵送いたします。板橋区社会福祉協議会へご連絡ください。

### ※いたばし社協へのご寄附は税法上控除の対象になります

○所得税法第78条第2項第3号の寄附金控除、または法人税法37条第1項、法人税法第37条第4項該当の損金算入対象です。

○東京都の条例指定対象寄附金となります。

寄付を行った翌年の1月1日に東京都内にお住まいの方は、所得税の寄附金控除、および個人都民税の寄附金税額控除の適用が受けられます。

○板橋区の条例指定対象寄附金となります。寄付を行った翌年の1月1日に板橋区内にお住まいの方は、板橋区民税の寄附金税額控除の適用が受けられます。

○確定申告書を所轄の税務署へ提出する際、領収書の添付が必要ですので、大切に保管してください。

○東京都、および市区町村から要請があった場合は寄附者の住所・氏名・寄附金額等を通知する場合がありますので予めご承知ください。

### 福祉功労者への表彰状贈呈式について

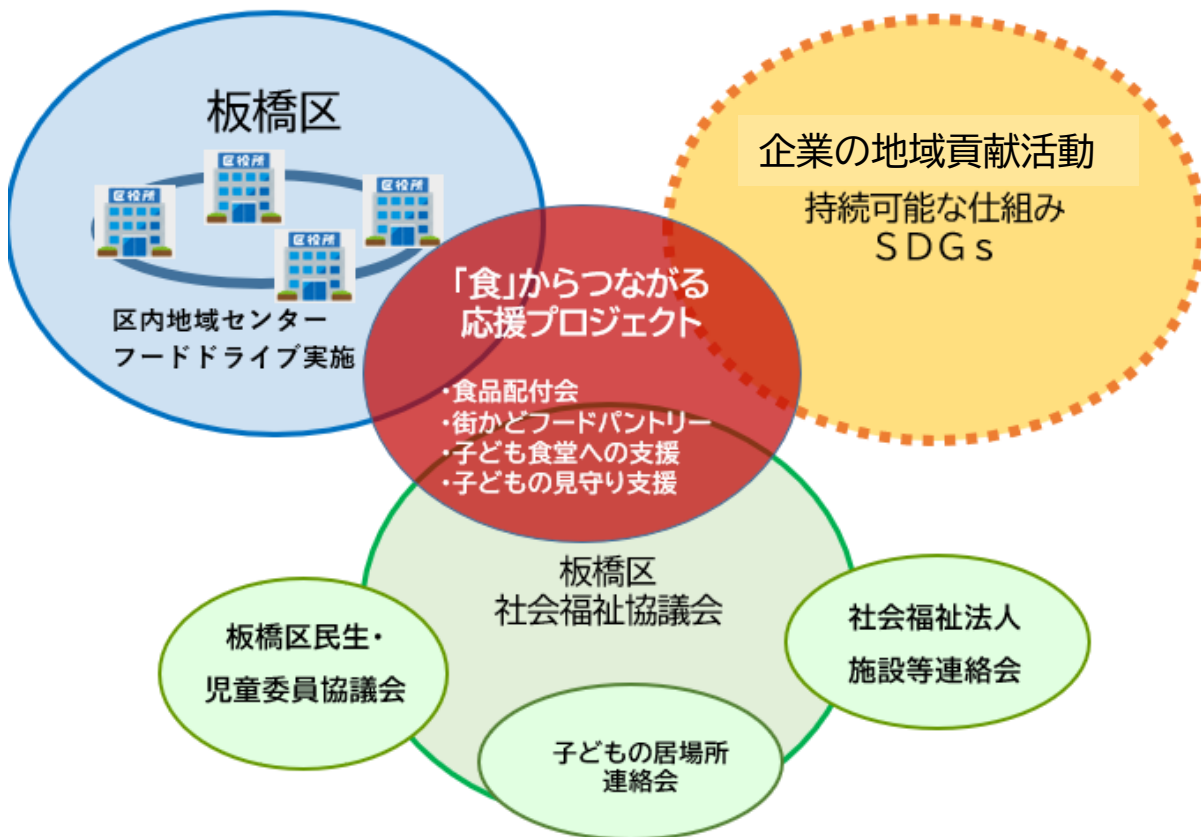
毎年11月に開催するいたばし社会福祉大会の中で、年間10万円以上の高額寄附をくださいました福祉功労者の方々へ感謝状を贈呈いたします。

## 企業による「食」を通じた地域貢献活動連絡会を開催します

企業による「食」を通じた地域貢献活動連絡会を開催いたします。

すでに参加されている企業・団体や、今後参加を検討されている企業・団体などを対象に、情報交換や交流の場、協議・協働の場を設け、「いたばし」をフィールドにそれぞれができることで連携・協力し、「ともに生きる豊かな地域社会」をめざします。

### 「食」からつながる応援プロジェクト連携体制



**社会福祉協議会は、社会福祉法に位置づけられた民間の福祉団体です。**

「社協」の略称でも知られている社会福祉協議会。すべての都道府県、市区町村に設置され、福祉の向上に向けてさまざまな活動を行っています。地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした活動をおこなっています。協働を通じて、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。

#### 「食」からつながる応援プロジェクト事務局・食品納品先

板橋区社会福祉協議会 〒173-0004 板橋区板橋二丁目 65 番 6 号 1 階  
電話 03-3964-0236 メール [kodomo@itabashishakyo.jp](mailto:kodomo@itabashishakyo.jp)